時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月賦仮割
○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢の郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（箱金）

一行平均活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて最より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡から ず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を供給せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

黨派政治の極難　（昨十七日の續）

右の如く英國の自由黨は現政府を倒して之に代らんと欲するの熱情より遂に政治、宗教、社會、及び經濟上に非常の大革命を惹起さんとして憚る色なく倘は是れにても滿足せざるか、近來は議場に異生の力を藉して議事を妨げ議會をして全く無力無効のものたらしめ以て政府の解散を促かすものゝ如し蓋し今日の實際に於て議事の妨げに忙しくする人々の中には着實公平にして能く事理を解する學者も少からず平日は輕々し自から政治上の爭なるに携はる人物には非ざれ共如何にせん政黨の熱に浮されて自から我一身を制御するの力を失ひ遂に斯る狂態を演ずるに至りしみを是非もなき次第と云ふ可けれ左れば當て議會の模範として全世界に評判を博したる英國の國會も今は既に其の議會たる性質を失ひ其議場にて正々堂々たる論辯討議を聞くことなどは到底望む可らず議事妨碍の盛なるが爲めに議員の多數は少數を支配すると能はず聽て議場の爭は政黨と政黨との爭に非ずして殆んど內亂の紛擾を呈し代議政の實を行ふが如きは思ひも寄らざる所なり竊に案ずるに若しもソールズベリー侯にして擧して眞實有識の經世家なりしならんには當初反對派が政府に對して斯く大騒にも戰を挑みたる其時に當り直に之に應じて開戰を告げ議場に自黨の大多數を制するみを幸なれ勝手次第に討論終結の動議を提出し反對派の空論を止めて事の波瀾を防ぎ着々法律を議定して專ら政權の不平均を匡正すると共に下院の大權を確定し無責任の政治家をして議場を擾亂せしめざるみとを務めて以て革命の門を塞ぐみとを得たらんに惜ひ哉侯は才力衆に優れたる人には相違なけれども斯る危險の場合に臨み後來を熟考して之に應ずるの誅を爲し得る人に非ず侯は經世家と云はんよりは寧ろ外交家なりし云ふ可きに非ずして政治上の大問題に就ては餘り深く思慮を費したるみとなきが如し侯の唯一の目的は貴族院を永く保存するに在りて此目的を達する爲めには事宜により社會黨流の說をさへ左袒するに躊躇せざる程の次第にして近來世間の民主々義に勢力を增し其議論いよ〳〵急激にして國家の一大厄難を釀したるも畢竟右等の影響なる可し然れども英國をして現在の危機に陷らしめたるは獨り自由黨のみの罪に非ず保守黨も亦決して其責を免れざるものなり抑も英國にて議事妨碍を敢て利益とし實行したる者はロード ランドルフ チャルチル（保守黨）にして氏は嘗て「政黨の戰爭に於ては余は唯勝利を得んみとを思ふのみ世間の道德家が何と罵するとも其云ふ所に任して之を顧みず」と明に公言して世間の耳目を驚かしたるみとあり蓋し今日英國の政治社會に蟠まる大災厄の其本を糺せばロード ランドルフが無法にも保守黨とパーネル派との連合を謀りて以てグラッドストオンの內閣を倒したる時に釀したるものにして其際に保守黨がパーネル派の援助を受けたる報酬としてクライムス アクト（愛蘭土に施行したる戒嚴令の如き法律）を廢案したるは此醜歷史中に最醜の事件として見る可きものなり

黨派政治に固有なる弊害は右の外に尙ほ一箇條あり即ち小黨派の次第に勢力を增して大政黨を淺ぐの風潮にして其形跡は近年の政治上の事實に徵して明に見るみとを得べし今日黨派政治の行はるゝ國々の實況を觀察するに凡て如何なる種類の黨派にても苦しからず國家人民の禍福利害なぞは少しも意に留めずして專ら自家の利益のみを謀り又想像を逞ふする者は唯その團體をさへ固くすれば勢力强大なる二政黨の間に立ち二黨の權力平均を利用して恣に之を使役し遂には政府の大權をも足下に蹂躪するみと其だ難からず例へば彼の愛蘭自治黨員は下院の總投票數六百六十の中僅か に八十を有する者なれども黨員固く相結んで一體の運動をなし巧に自由保守兩黨の間に往來して之を制御するが故に彼輩の主張する所の自治案の如き英國の爲めには非常に恐る可き影響を及ぼすの議案たるみとを算入して之を贊成するものは僅に六分の一にも足らざる程なるに拘はらず或は遠からずして議會を通過し實際に施行せられんとするの勢あり政黨小なりと雖も其働は則ち大なるを知る可し

（以下次號）

官報

○法律

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル小包郵便法ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十五年六月十六日

內閣總理大臣伯爵松方正義
遞信大臣伯爵後藤象二郎

小包郵便法

第一條　郵便物品ヲ問ハス左ニ記載スルモノヲ除ク外ハ小包郵便物トシテ之ヲ郵便ニ差出スコトヲ得

第一　郵便條例第十六條第一項乃至第三項ノ物品但シ第二項ノ物品ハ郵便局ノ承認ヲ受ケテ郵便ニ差出スコトヲ得

第二　信書又ハ信書ノ性質ヲ有スルモノ若ハ音信文記入ノ物品

第三　小包郵便物ハ郵便料ノ外ニ保險料ヲ納付シテ之ヲ價額登記ノ小包郵便物トスコトヲ得但シ其ノ價額ハ實價ヲ超過スルコトヲ得ス

第四條　小包郵便物ヲ其ノ受取人ニ交付セス又ハ誤ツテ他人ニ交付セサル間ニ生シタル損害ニ付テハ政府其ノ賠償ノ責ニ任ス

第五條　小包郵便料、保險料、賠償金額竝ニ小包郵便物ノ容積重量及價額登記ノ制限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條　左ノ場合ニ於テハ損害ハ政府其ノ賠償ノ責ニ任セス

第一　天災其ノ他避ケヘカラサル事變ニ因ルトキ

第二　物品自己ノ性質ニ因ルトキ

第三　差出人ノ過誤若ハ怠慢ニ因ルトキ

第四　本法郵便物取扱ノ際其ノ施行ニ關スル命令ヲ違ヒ出レタルトキ

第六條　小包郵便物取扱ノ際其ノ外部ニ破損ノキトキハ政府損害賠償ノ責ニ任セス受取人若ハ差出人ニ於テ異議ヲ唱ヘサルトキ亦同シ

第七條　小包郵便物ノ受領シタルトキハ郵便料ノ證書ヲ受領シタルトキ亦同シ

第七條　小包郵便物損害ニ對スル賠償ノ請求ハ此ノ場合ニ於テハ郵便料ノ證書大臣ノ指定スル郵便局ニ之ヲ爲スヘシ此ノ賠償ノ請求ハ其ノ郵便物ノ差出人ヨリ或ハ受取人ニ對シテ之ヲ爲スヘシ

第八條　賠償金ハ郵便物ノ價額ヲ超過スルトキハ政府其ノ責ヲ免レ

第九條　政府賠償ヲ爲シタルトキハ其ノ郵便物若ハ損害ニ付賠償金額若ハ殘損物ヲ殘見シタル場合ニ於テ差出人又ハ受取人ヲ經由シテ其ノ物品ヲ還付ス缺乏シタル郵便物ヲ發見シ遂ケタル日ヨリ二箇月トス

第十條　郵便事務ニ關シ郵便官吏ノ間相互過誤スル小包郵便物ハ郵便料ヲ免除ス

第十一條　小包郵便物ノ過誤又ハ還付ニ對スル郵便料ヲ納メサル者及之ヲ徵收セサル郵便局ノ郵便物トシテ差出シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條　第一條第二項ノ物品ヲ小包郵便物トシテ差出シタル者ハ二圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條　本法ノ施行期日ハ遞信大臣之ヲ定ム

第十四條　本法及其ノ施行ニ關スル命令ニ明文ナキ事項ハ郵便條例ヲ準用ス

第十五條　附則

此ノ法律ハ明治二十五年十月一日ヨリ施行ス

○勅令

朕陸軍參謀部令中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十五年六月十六日

陸軍大臣子爵樺山資紀

勅令第五十號

陸軍參謀部令中左ノ通改正ス

第九條　候補生及軍屬本令ヲ犯シタルトキハ本同シ但陸軍官及候補生ハ將校ト同シク處分シ判任官ハ准士官ト同シク處分ス

同シク其他ノ軍屬ハ卒ト同シク處分ス

第十六條　甲所ニ於テ本令ヲ犯シ未タ處分ヲ受ケスシテ乙所ニ轉レタル者ハ甲所其罰ヲ免ルル所ニ於テ本令ヲ犯シ未タ處分ヲ受ケスシテ乙所ニ轉レタル者ハ甲所ニ於テ本令ヲ犯シ未タ處分ヲ受ケスシテ乙所ニ轉レタル者ハ乙所ニ於テ之ヲ處分ス

勅令第五十號發布

勅令第百三十四號海軍參謀部令（明治廿二年十二月廿四日官報）抄錄

第九條　軍屬本令ヲ犯シタルトキハ軍人ト同シク處分ス海軍所屬ノ生徒乘艦中本令ヲ犯シタルトキ亦同シ但陸軍官及候補生ハ將校ト同シク處分シ判任官ハ准士官ト同シク處分シ生徒ハ下士ト同シク處分シ其他ノ軍屬ハ卒ト同シク處分ス

第十六條　甲所ニ於テ本令ヲ犯シ未タ處分ヲ受ケスシテ乙所ニ轉レタル者ハ甲所其罰ヲ免ルル所ニ於テ本令ヲ犯シ未タ處分ヲ受ケスシテ乙所ニ轉レタル者ハ乙所ニ於テ之ヲ處分ス

勅令第五十號發布

○文部省告示第四號

神奈川縣橫濱市本町外十一箇町立橫濱商業學校（夜學科）ヲ除ク

右ハ明治二十二年（一月）法律第一號徵兵令第十一條ニ依リ中學校ノ學科程度ト同等以上ノモノト認ム

明治二十五年六月十七日

文部大臣伯爵大木喬任

○文部省告示第五號

神奈川縣橫濱市本町外十一箇町立橫濱商業學校（夜學科）ヲ除ク

右ハ明治二十二年（一月）法律第一號徵兵令第十一條ニ依リ中學校ノ學科程度ト同等以上ノモノト認ム

明治二十五年六月十七日

文部大臣伯爵大木喬任

雜報

○衆議院議員當選無効訴訟の公判

前號の電報に記載したる大坂控訴院にて對審中なる高知縣第二區衆議院議員安岡雄吉、片岡直溫の兩氏に係る當撰無効の求訴事件は前回に續て去る十五日午後一時同院民事第二部に開廷せり先づ裁判長は原告の提供せし證據中原被兩造の得票點數に違算ある廉を質し是より辨論に移る旨を告げたり愛に於て原告代言人山下重威氏起て本訴請求の要旨を辨論せり其要領を聞くに被告兩人が高知縣第二區に於て當撰者となりしは種々の手段を以て當撰せし不正のものなり實際の得票を算せば林有造は八百七十點、片岡健吉は八百八十一被告安岡雄吉は七百四十二點片岡直溫は七百四十六點なり原被得票の差あるみと實に百卅餘點なるも原告の得票中讀上げざりし者多かりしにより遂に少數たる被告の當撰とはなれり今愛に原投票紙を持出さんに原告が多數の當撰たる事明瞭なれども投票紙は已に紛失したり然れども實際の當撰者は原告に相違なしに至る撰擧人自身の證の確實なる事を論じ長の申立に依れば之を一も外來の痕跡なしとの如く言ふ者あれども三月五日投票保全の所爲にあらざるは明なる事覆ふべからず合を述べ且つ撰擧明二時許の辨論を爲し撰擧明細書の効力を崎房之氏は已に前二りと思ふ故に最早論被告代言人柿崎欣吾片岡直溫か正當合法し原告か當撰無効をを經て縣知事か當撰に對して抗辨證明す撰擧證明の如きは等如何なる手段に出て實のものと見認め難序あらん事を望むと立會演説官柿原檢事も要するに投票其物證明書に過ぎずと之を認む故に原告のものと認の判決あらん事を望前九時裁判を言渡す三十分なりしと

○東京の銅況、大坂

る十三日天保錢の溶の結果は左の如し

天保半製銅塊（品位

落札直段百封

同溶解地金（品位

落札直段百封

同粹屑地金（品位

落札直段百封

右の內天保半製銅の

拾一圓六十六錢六厘

落札直段なるが思の以のものは何か前途處別に海外向へ染た坂の銅況はそれに連東京に於ける成行は の影響を感ぜざるを示したるものゝ如へ横濱に於て渉々しく合を生じたるによりならんと云ふ

○石炭の下落

數日きだに需用薄の折柄人もなく船手に於て双方見送りの成行なんぞ安直の極點に達すべくもあらず然なりし爲めか一寓石甚しき不況に陷りた

撰者は原告に相違なし

撰擧人自身の證の確實なる事を論じ長の申立に依れば之を一も外來の痕跡なしとの如く言ふ者あれども三月五日投票保全の所爲にあらざるは明なる事覆ふべからず合を述べ且つ撰擧明二時許の辨論を爲し撰擧明細書の効力を崎房之氏は已に前二りと思ふ故に最早論被告代言人柿崎欣吾片岡直溫か正當合法し原告か當撰無効をを經て縣知事か當撰に對して抗辨證明す撰擧證明の如きは等如何なる手段に出て實のものと見認め難序あらん事を望むと立會演説官柿原檢事も要するに投票其物證明書に過ぎずと之を認む故に原告のものと認の判決あらん事を望前九時裁判を言渡す三十分なりしと

○東京の銅況、大坂

る十三日天保錢の溶の結果は左の如し

天保半製銅塊（品位

落札直段百封

同溶解地金（品位

落札直段百封

同粹屑地金（品位

落札直段百封

右の內天保半製銅の

拾一圓六十六錢六厘

落札直段なるが思の以のものは何か前途處別に海外向へ染た坂の銅況はそれに連東京に於ける成行は の影響を感ぜざるを示したるものゝ如へ横濱に於て渉々しく合を生じたるによりならんと云ふ

○石炭の下落

數日きだに需用薄の折柄人もなく船手に於て双方見送りの成行なんぞ安直の極點に達すべくもあらず然なりし爲めか一寓石甚しき不況に陷りた